

株主各位

JSR 株式会社
取締役社長 小柴 満信

当社第 68 回定時株主総会第 6 号議案に係る補足説明

当社では、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 68 回定時株主総会第 6 号議案（「当議案」）として、平成 19 年 6 月 15 日開催の第 62 回定時株主総会第 5 号議案（「原議案」）のご承認に基づき株式報酬型ストックオプションとして当社取締役等に割当てする新株予約権の権利行使開始日の変更を提案させていただいております。

つきましては、当議案にてお諮りする唯一の変更点である権利行使開始日の変更についてのご説明に加え、当該新株予約権の割当て対象者、上限個数、希薄化の懸念に対する当社の見解および適時開示の状況等につきまして、株主の皆様によりよくご理解いただくため、以下の通り補足説明をさせていただきます。

なお、上記の両議案の詳細は以下のリンクをご参照ください。

原議案 平成 19 年 6 月 15 日開催の第 62 回定時株主総会第 5 号議案
「当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額設定の件」

原議案の詳細：http://www.jsr.co.jp/news_pdf/wn070525_0.pdf （47-49 頁）

当議案 平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 68 回定時株主総会第 6 号議案
「株式報酬型ストックオプションの権利行使条件変更の件」

当議案の詳細：http://www.jsr.co.jp/pdf/ir/sm68th_0.pdf （10-12 頁）

1. 当議案による権利行使開始日の変更

(1) 原議案：

① 権利行使開始日：

取締役若しくは執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日。ただし、新株予約権を割当てする日（以下、「割当日」という）の翌日から 19 年にわたり取締役または執行役員の地位に在任の場合は、割当日の翌日から 19 年を経過した日の翌日。

② 権利行使可能期間：割当日の翌日から 20 年間以内で取締役会で決定

(2) 当議案：

① 権利行使開始日：

取締役若しくは執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日、または、割当日の翌日から 3 年を経過した日の翌日のいずれか早い日。（ただし、当該変更は当議案承認後に割当てられる新株予約権に適用され、これまでに割当てた新株予約権の権利行使開始日に変更はありません）

② 権利行使可能期間：原議案通り

なお、組織再編等に伴う権利行使期間の特例については、原議案どおりのため、記載を省略いたします。

2. 当該新株予約権の割当て対象者

原議案のご承認に基づき、当社取締役が当該新株予約権を割当てております。また、毎年6月の当社取締役会（「新株予約権募集事項決定の取締役会」）において、取締役および執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決議し、原議案の末尾の「ご参考」に記載のとおり、取締役を兼務しない当社執行役員に対しても当該新株予約権の割当てを行っております。

なお、当社では、平成23年6月17日開催の第66回定時株主総会以降、社外取締役を選任いただいておりますが、社外取締役には、監査役と同様、新株予約権の割当ては行っておりません。

3. 当該新株予約権の上限個数

原議案では、取締役に割当てる新株予約権の上限個数の算出方法として、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に当該新株予約権の割当個数を乗じて得られる金額の合計額が100百万円以内となる範囲で定める数」とのみ記載されており、具体的な上限個数の記載はありません。

しかしながら、新株予約権募集事項決定の取締役会において、その他の条件とともに新株予約権の割当ての上限個数を決議し、その翌月の取締役会（「新株予約権割当て決定取締役会」）において、当該新株予約権の割当個数等を決定しております。

4. 当該新株予約権による既存株主の希薄化の懸念に対する当社の見解

原議案のご承認の後、上記の取締役会決議に基づき、平成19年7月から平成24年7月までの6年間に当社の取締役および執行役員に新株予約権として割当てた当社の株式の総数は464,700株でありました。また、株主総会でのご承認を得て新株予約権の割当てを開始した平成17年以降の8年間に割当てた株式の総数は564,600株でありました。2013年3月末の自己株式消却後の当社の発行済み株式総数237,973,205株に対する割合は、それぞれ0.20%、0.24%と僅少であります。

また、これまで、当社の取締役および執行役員に割当てた新株予約権の権利行使に対しては、すべて当社の自己株式を充当したため、この間で発行済み株式総数に変化はありません。

更に、平成25年2月に17,911,961株の自己株式の消却を実施したため、平成25年3月末時点の当社が保有する自己株式は、515,440株に減少しておりますが、今後とも、新株予約権の権利行使に対しては自己株式を充当する原則を維持する予定のため、取締役および執行役員に割当てる新株予約権による株式の希薄化の可能性は希少と考えております。

5. 当該新株予約権の払込金額の算定方法

取締役に対して割当てる新株予約権の払込金額（ただし、取締役に対する報酬額と相殺）については、原議案では「割当日における株価等の諸条件を元に算出した公正価額を払込金額とする。」とのみ記載されておりますが、新株予約権募集事項の決定の取締役会にお

いて、「各新株予約権の払込金額は、ブラックショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺する。」と定めています。

6. 当該新株予約権に関する適時開示

株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び執行役員に割当てを行う新株予約権については、原議案の承認をいただいた平成19年6月以降に開催された、新株予約権募集事項決定の取締役会および新株予約権割当て決定の取締役会の決議内容を、東京証券取引所および当社のホームページに以下の例の様に適時開示しております。

また、毎年の株主総会に際し、事業報告において「会社の新株予約権に関する事項」および会社役員に関する事項のうちの「取締役及び監査役に対する報酬等の額」としても開示を行っております。

適時開示の例は以下の通りです。平成20年から23年につきましても同様の開示を行っておりますのでご参照ください。

平成19年（2007年）6月	取締役および執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項等の決定に関するお知らせ http://www.jsr.co.jp/news/0000287.pdf
平成19年（2007年）7月	取締役および執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の割当数および払込金額の確定に関するお知らせ http://www.jsr.co.jp/news/0000284.pdf
平成24年（2012年）6月	取締役および執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項等の決定に関するお知らせ http://www.jsr.co.jp/news/0000185.pdf
平成24年（2012年）7月	取締役および執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の割当数および払込金額の確定に関するお知らせ http://www.jsr.co.jp/news/0000385.pdf

当社といたしましては、当議案をご承認いただき、当社取締役および執行役員の役員在任期間中の株式保有を促進し、中長期的な業績、企業価値の向上に対する士気および意欲をさらに高め、株主の皆様にご満足いただけるよう、努力を続けてまいりますので、よろしくご理解・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上